

中学校施設整備指針 新旧対照表

中学校施設整備指針（改正前）	中学校施設整備指針（改正後）
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 学校施設整備の基本的方針</p> <p>3 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備</p> <p>地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設のバリアフリー対策を図りつつ、必要に応じ他の文教施設や高齢者福祉施設等との連携や地域の<u>防災拠点</u>としての役割を果たし、また、景観や町並みの形成に貢献することができる施設として整備することが重要である。</p> <p>第2節 学校施設整備の課題への対応</p> <p>第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備</p> <p>3 耐震性の確保</p> <p>(1)地震発生時において、生徒等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど、十分な耐震性能を持たせて計画することが重要である。</p> <p>(新設)</p>	<p>地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設のバリアフリー対策を図りつつ、必要に応じ他の文教施設や高齢者福祉施設等との連携や地域の<u>避難所又は緊急避難場所</u>（以下「<u>避難所等</u>」という。）としての役割を果たし、また、景観や町並みの形成に貢献することができる施設として整備することが重要である。</p> <p>3 地震、津波等の災害に対する安全性の確保</p> <p>(1)地震発生時において、生徒等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど、<u>非構造部材も含め</u>、十分な耐震性能を持たせて計画することが重要である。</p> <p>(2)学校施設が、津波等※による被害が予想される地域に立地している場合においては、生徒等が津波等から緊急避難場所※へ安全に避難できるよう、周辺の高台や津波避難ビルへの避難経路※の確保又は校舎等建物の屋上や上層階への避難経路の確保を検討し、実施することが重要である。</p> <p><u>これらの対策によって安全性が確保できない場合においては、高台への移転又は高層化※を検討し、実施することが重要である。</u></p> <p>※津波等・・・津波、洪水、高潮等及びこれらに起因する火災</p> <p>※緊急避難場所・・・災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための施設又は場所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4関係）</p> <p>※避難経路・・・・ある場所から避難目標地点まで最短時間で、かつ安全に到達できる道筋。一方、避難路とは、避難経路となる道路、通路、避難階段そのものをいう。</p>

中学校施設整備指針（改正前）	中学校施設整備指針（改正後）
(新設)	<p>※津波等対策における高層化・・・校舎等建物の屋上や上層階を生徒等の緊急避難場所とするために、屋内運動場との重層化や他の公共施設との複合化等により、本来、教育機能として必要な階数以上の階を有する建物を整備することをいう。</p> <p>(3)学校敷地に津波等による被害が予想され、津波等に対する安全対策として、生徒等が校舎等建物の屋上や上層階への避難を行う場合においては、当該場所が想定される津波等の水位以上の高さであること、当該場所までの有効な避難経路を確保すること及び当該建物が津波等により構造耐力上支障のある事態を生じないものであることが重要である。</p> <p>(4)学校施設は、災害時には地域の避難所※としての役割も果たすことから、想定される避難者数や、起これりうる災害種別のリスクを十分に考慮し、あらかじめ学校設置者と防災担当部局※との間でお互いの役割を明確にしながら、避難所として必要となる機能を、障害者、高齢者、妊産婦等の要配慮者の利用も踏まえ計画することが重要である。その際、教育活動の早期再開が可能となるよう計画することが重要である。</p> <p>※避難所・・・災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設（災害対策基本法第49条の7関係）</p> <p>※防災担当部局・・・避難所の指定は市町村長が行うこととなっていることから、原則として、学校の所在する市町村の防災担当部局をいう。</p>
(新設)	<p>(5)学校施設の防災対策は、運営体制や訓練等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。その際、防災担当部局、学校設置者、学校、自主防災組織、地域住民等と連携しながら取組を進めることが重要である。</p> <p>(6)施設自体が防災教育の教材として活用されるよう、各階に標高表示を設置する等、日頃から生徒等に津波等災害の危険性の意識づけを考慮して計画することが重要である。</p>
(新設)	<p>(1)（略）</p> <p>(2)学校の教育活動への地域の人材の受入れなど様々な人々が学校教育に参加すること、地域住民が</p>

中学校施設整備指針（改正前）	中学校施設整備指針（改正後）
<p>生涯学習の場として利用すること、地震等の災害発生時には<u>地域住民の応急的な避難場所</u>としての役割を果たすこと等、高齢者、障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえて計画することが重要である。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>生涯学習の場として利用すること、地震等の災害時には<u>地域の避難所</u>としての役割を果たすこと等、高齢者、障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえて計画することが重要である。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>
<p>6 環境との共生</p> <p>(1)～(4) (略) (新設)</p>	<p><u>(5)断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上、設備機器の高効率化、再生可能エネルギーの導入等は、災害時に避難所となる場合においても、良好な温熱環境を確保する観点から有効である。</u></p>
<p>第3 地域と連携した施設整備</p> <p>1 学校・家庭・地域の連携協力</p> <p>(1)～(3) (略) (新設)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)他の学校や公共施設との間で、避難所としての防災機能の分担を行うことも有効である。</u></p>
<p>3 複合化への対応</p> <p>(1)学校と地域社会との連携を深めていく上で、社会教育施設や高齢者福祉施設等との複合化について計画する場合は、施設間の相互利用、共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与すると同時に、学校施設における生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、<u>地域の防災拠点としての役割について計画</u>する場合は、学校施設における生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>(1)学校と地域社会との連携を深めていく上で、社会教育施設や高齢者福祉施設等との複合化について計画する場合は、施設間の相互利用、共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与すると同時に、学校施設における生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、<u>地域の避難所等としての機能を計画</u>する場合は、学校施設における生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>
<p>第3節 学校施設整備の基本的留意事項</p> <p>1 総合的・長期的な計画の必要性</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)増築、<u>一部改築、改修等</u>の場合においても、学校施設整備の基本方針、新たな課題への対応を踏まえ、総合的かつ中・長期的な視点から計画すること</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)増築、<u>改築、改修等</u>の場合においても、学校施設整備の基本方針、新たな課題への対応を踏まえ、総合的かつ中・長期的な視点から計画し、これに基</p>

中学校施設整備指針（改正前）	中学校施設整備指針（改正後）
<p>が重要である。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 施設機能の設定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)生徒数の現状等により決定される学校規模や多様な学習形態による活動規模を考慮しつつ、各施設の面積規模と運営方式に応じて、室構成、室数等を決定することが重要である。その際、<u>認定就学*</u>を受けた障害のある生徒の在籍状況又は他校からの通級による指導*の実施状況を考慮しつつ、室構成、室数等を決定するとともに、障害の状態や特性等に応じ必要となる環境条件等を適切に把握して、必要とする施設機能を設定することが重要である。</p> <p>*認定就学……学校教育法施行令（昭和28年10月31日政令第340号）第5条第1項第2号に基づき、同令第22条の3（特別支援学校の就学基準）に該当する児童生徒について、市町村の教育委員会が当該市町村の設置する小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者については、小学校又は中学校に就学させることとする制度。</p> <p>※通級による指導・・小学校又は中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場（特定の小学校、中学校又は公共施設等）で受ける指導形態。一部通級による指導の担当教員が特別の場に出向く場合や児童生徒が特別支援学校等に出向く形態等もある。</p> <p>(3)～(12) (略)</p>	<p>づき、計画的に実施することが重要である。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)生徒数の現状等により決定される学校規模や多様な学習形態による活動規模を考慮しつつ、各施設の面積規模と運営方式に応じて、室構成、室数等を決定することが重要である。その際、<u>障害のある生徒</u>の在籍状況又は他校からの通級による指導*の実施状況を考慮しつつ、室構成、室数等を決定するとともに、障害の状態や特性等に応じ必要となる環境条件等を適切に把握して、必要とする施設機能を設定することが重要である。</p> <p>*通級による指導・・小学校又は中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場（特定の小学校、中学校又は公共施設等）で受ける指導形態。一部通級による指導の担当教員が特別の場に出向く場合や児童生徒が特別支援学校等に出向く形態等もある。</p> <p>(3)～(12) (略)</p>
<p>4 長期間有効に使うための施設整備の実施</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)改築より工事費を抑えながら改築と同等の教育環境を確保でき、排出する廃棄物も少ない長寿命化改修*を積極的に取り入れていくことが重要である。</u></p> <p><u>※長寿命化改修……物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる改修方法。</u></p>

中学校施設整備指針（改正前）	中学校施設整備指針（改正後）
<p>5 関係者の参画と理解・合意の形成</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)開放施設の利用内容・方法、管理方法及び当該学校施設が周辺地域に及ぼす騒音・交通・塵埃等の影響、災害時の対応などについて、事前に地域住民等と十分協議することが重要である。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2)開放施設の利用内容・方法、管理方法及び当該学校施設が周辺地域に及ぼす騒音・交通・塵埃等の影響、災害時の対応などについて、事前に地域住民等と十分協議することが重要である。<u>特に、避難所となる場合は、避難所開設時における学校施設の利用方法や、教育活動の早期再開に向けた対応について、地域住民や防災担当部局と十分協議することが重要である。</u></p>
<p>6 地域の諸施設との有機的な連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)学校と地域社会との連携を深めていく上で、社会教育施設や高齢者福祉施設等との施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化に寄与する複合化について計画することも有効である。その際には、生徒の学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画し、設計することが重要である。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2)学校と地域社会との連携を深め、<u>また地域防災力を強化する観点から</u>、社会教育施設や高齢者福祉施設等との施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化に寄与する複合化について計画することは有効である。その際には、生徒の学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画し、設計することが重要である。</p>
<p>第2章 施設計画</p> <p>第1節 校地計画</p> <p>第1 校地環境</p> <p>1 安全な環境</p> <p>(1)<u>洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し安全であることが重要である。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4)<u>周辺はできるだけ広い範囲で一定幅以上の道路に接することが望ましい。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>(1)<u>地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し安全であることが重要である。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4)<u>校地に接する道路の幅員、接する部分の長さ等を考慮し、緊急時の避難、緊急車両の進入等に支障のない敷地であることが重要である。</u></p> <p>(5) (略)</p>
<p>第2 周辺環境</p> <p>2 教育上ふさわしい環境</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法</p>

中学校施設整備指針（改正前）	中学校施設整備指針（改正後）
<p>律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業の営業所が立地していないことが重要である。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業の営業所が立地していないことが重要である。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>
<p>第 2 節 配置計画</p> <p>第 2 校舎・屋内運動施設</p> <p>2 建物構成</p> <p>(1) 校舎等は、4 階以下の建物として計画することが望ましい。ただし、やむを得ず 5, 6 階建規模の中学校校舎、又は 5 階建以上の複合施設の中学校校舎を計画する場合には、低層の校舎における計画上の優位性を基盤にし、その上で、優れた立体化の手法により、周辺地域との関係、施設の計画・管理・運営上の諸課題に配慮することが重要である。</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>(1)校舎等は、4 階以下の建物として計画することが望ましい。ただし、<u>適切な規模の敷地の確保が困難なため</u>、やむを得ず 5, 6 階建規模の中学校校舎、又は 6 階建以上の複合施設の中学校校舎を計画する場合には、低層の校舎における計画上の優位性を基盤にし、その上で、優れた立体化の手法により、周辺地域との関係、施設の計画・管理・運営上の諸課題に配慮することが重要である。</p> <p>(2)<u>津波等の対策のために高層化することも有効である。この場合は、他の公共施設と複合化することも有効である。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p>
<p>第 4 その他の施設</p> <p>1 門</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)津波等災害時の緊急避難場所である高台や津波避難ビルまでの避難経路が短縮される位置に門を設置することも有効である。</u></p>
<p>第 3 章 平面計画</p> <p>第 1 基本的事項</p> <p>1 空間構成</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9)避難所となる場合は、教育活動を早期に再開するために、避難所機能と教育機能の区画や動線が分けられるよう計画することが重要である。</u></p> <p><u>なお、避難所となる場合の施設利用計画の策定に当たっては、冷暖房設備の整備された室などを、高齢者、障害者、妊娠婦等の要配慮者の専用スペース</u></p>

中学校施設整備指針（改正前）	中学校施設整備指針（改正後）
(9)～(13)（略）	<u>として計画することが重要である。</u> (10)～(14)（略）
2 動線等 (1)～(2)（略） (3)多人数を同時に収容する室等を避難階以外の階に計画する場合は、非常時の迅速な避難のために複数の <u>避難動線</u> を確保する等、 <u>避難動線</u> の設定に十分留意することが重要である。 (新設)	(1)～(2)（略） (3) 多人数を同時に収容する室等を避難階以外の階に計画する場合は、非常時の迅速な避難のために複数の <u>避難経路</u> を確保する等、 <u>避難経路</u> の設定に十分留意することが重要である。 <u>(4)津波等災害時の緊急避難場所である高台や津波避難ビル、校舎等の屋上等までの避難経路を可能な限り短縮するよう計画することも有効である。</u> <u>(5)校舎等建物の屋上や上層階に津波等からの緊急避難場所が配置される場合においては、想定される津波等の水位以上の高さにすることが重要である。なお、校舎等の上層階を緊急避難場所とする場合も、段階的な避難を可能とするため、屋上への避難階段を整備しておくことが望ましい。</u> (6)～(11)（略）
(4)～(9)（略）	
第3 屋内運動施設 1 共通事項 (1)教科体育、体育的行事、部活動及び学校開放等における各種の運動に必要な規模等を確保するとともに、必要に応じ、 <u>地域の防災拠点</u> としての利用に配慮した計画とすることが重要である。 (2)～(3)（略）	(1)教科体育、体育的行事、部活動及び学校開放等における各種の運動に必要な規模等を確保するとともに、必要に応じ、 <u>避難所等</u> としての利用に配慮した計画とすることが重要である。 (2)～(3)（略）
2 屋内運動場 (1)～(6)（略） (新設)	(1)～(6)（略） <u>(7)津波等災害時に、屋内運動場を避難所等として利用するために、上層階に計画することも有効である。その場合には、日常の教育活動に支障を生じない動線計画とともに、避難者が円滑に避難できるよう階段の位置等を計画することが重要である。</u>
第5 共通空間 2 便所	

中学校施設整備指針（改正前）	中学校施設整備指針（改正後）
<p>(1)生徒の分布の状況及び動線を考慮し、生徒が利用しやすい位置に、男女別に計画することが重要である。</p> <p>また、障害のある生徒、教職員及び<u>学校開放時</u>の高齢者及び身体障害者等の利用に配慮した便所を計画することが重要である。</p> <p>(2)～(3)（略）</p>	<p>(1)生徒の分布の状況及び動線を考慮し、生徒が利用しやすい位置に、男女別に計画することが重要である。</p> <p>また、障害のある生徒、教職員及び<u>学校開放時又は避難所開設時の高齢者、障害者等の要配慮者</u>の利用を踏まえた便所を計画することが重要である。</p> <p>(2)～(3)（略）</p>
<p>第6 クラブハウス（保護者や地域住民との連携協力の場）</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5)<u>必要に応じ、地域の防災拠点としての役割を果たすため、備蓄倉庫を併設することが重要である。</u></p>	<p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5)<u>地域の避難所となる場合には、防災担当部局と連携して、必要に応じ、備蓄倉庫を併設することが重要である。</u></p>
<p>第9 管理関係室</p> <p>5 倉庫、機械室等</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>（新設）</p> <p>(3)（略）</p>	<p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3)<u>備蓄倉庫を整備する場合には、防災担当部局と連携して、想定される災害に対して安全な場所に設置するとともに、必要な食料や毛布などの備蓄に必要となる空間を確保することが重要である。</u></p> <p>(4)（略）</p>
<p>第4章 各室計画</p> <p>第3 屋内運動施設等</p> <p>2 屋内運動場</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6)<u>災害時の避難場所となる場合に備えて、便所、更衣室、備蓄倉庫等を計画することも有効である。</u></p>	<p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6)<u>避難所となる場合に備えて、便所、更衣室、備蓄倉庫等を計画することも有効である。</u></p>
<p>第5 共通空間</p> <p>2 便所、手洗い、流し、水飲み場等</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)障害者用の便器、手すり等の設備を設置した便所を、一般の便所内あるいは適当な位置に確保することが重要である。</p>	<p>(1)（略）</p> <p>(2)<u>高齢者、障害者用の便器、手すり等の設備を設置した便所を、一般の便所内あるいは適当な位置に確保することが重要である。</u></p>

中学校施設整備指針（改正前）	中学校施設整備指針（改正後）
(新設) (3)～(5) (略)	<u>(3)避難所となる場合には、災害時に便器が使用できなくなることや、不足することも考慮し、マンホールトイレの整備など複数の対策を組み合わせ、必要な数を確保できるようにすることが重要である。</u> <u>また、災害時の避難者の利用にも配慮して計画することが重要である。</u> (4)～(6) (略)
4 廊下、階段等 (1)日常及び避難時の通行の場として必要な照度を確保し、過度の混雑を生じることのない安全な幅、形状等とすることが重要である。特に、吹抜け等に面した階段では、墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずることが重要である。	(1)日常及び避難時の通行の場として必要な照度を確保し、過度の混雑を生じることのない安全な幅、形状等とすることが重要である。 <u>(2)階段は、生徒が安全に昇降することができるよう、段差の寸法や手すりの位置、床面の素材などに配慮することが重要である。</u> <u>(3)吹抜け等に面した階段では、墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずることが重要である。</u> (4)～(8) (略)
第5章 詳細設計 第1 基本的事項 1 安全性 (1)～(2) (略) (3)地震、暴風時等における家具の転倒、落下や経年・老朽化による仕上げ材の落下を防止するため、適切な仕様、工法とし、必要に応じて家具等を配置する部分の補強、確実な固定措置を講じるよう設計することが重要である。 (4) (略)	(1)～(2) (略) (3)地震、暴風時等における天井、照明等の脱落、破損や家具の転倒、落下の防止、経年・老朽化による仕上げ材等の落下の防止など、非構造部材等の安全性を確保するため、適切な設計、仕様、工法とし、必要に応じて家具等を配置する部分の補強、確実な固定措置を講じることが重要である。 (4) (略)
第2 内部仕上げ 2 材質 (1)～(7) (略) (8)木材等の柔らかな手触りや温かみの感じられる素材を適宜使用することが望ましい。	(1)～(7) (略) (8)木材等の柔らかな手触りや温かみの感じられる素材を適宜使用することが望ましい。このことは、

中学校施設整備指針（改正前）	中学校施設整備指針（改正後）
(9)～(10)（略）	<u>避難所の居住空間における温熱環境の確保の観点からも望ましい。</u> (9)～(10)（略）
3 天井、壁等 (1)剥落するおそれのない工法を計画することが重要である。 (2)～(8)（略）	(1)剥落するおそれのない工法を計画することが重要である。 <u>特に、地震時においても脱落・破損等しないようにすることが重要である。</u> (2)～(8)（略）
第3 開口部 1 共通事項 (1)（略） (2)生徒等の日常の活動において事故が発生することなく円滑に移動や開閉等を行うことができ、また、地震、暴風等に対して破壊、脱落等することのないよう、十分安全でかつ使用しやすい構造、形式等とすることが重要である。特に、生徒の衝突に対して十分な安全を確保できるように、材料、形状等を計画することが重要である。 (3)～(6)（略）	(1)（略） (2)生徒等の日常の活動において事故が発生することなく円滑に移動や開閉等を行うことができ、また、地震、暴風等に対して脱落・破損等することのないよう、十分安全でかつ使用しやすい構造、形式等とすることが重要である。特に、生徒の衝突に対して十分な安全を確保できるように、材料、形状等を計画することが重要である。 (3)～(6)（略）
2 窓 (1)～(4)（略） (5)窓による自然換気を計画する場合には、位置、開閉の方法等に留意し、有効な開口面積を確保することのできる形式とすることが重要である。 (6)～(9)（略）	(1)～(4)（略） (5)窓による自然換気を計画する場合には、位置、開閉の方法等に留意し、有効な開口面積を確保することのできる形式とすることが重要である。 <u>また、窓を開放した際の虫よけ対策として網戸を設置することも有効である。</u> (6)～(9)（略）
第4 外部仕上げ 3 屋根、外壁等 (1)剥落するおそれのない工法とすることが重要である。 (2)～(5)（略）	(1) 剥落するおそれのない工法とすることが重要である。 <u>特に、地震時においても脱落・破損等しないようにすることが重要である。</u> (2)～(5)（略）

中学校施設整備指針（改正前）	中学校施設整備指針（改正後）
<p>4 手すり</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)廊下・階段等の手すりは、生徒が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状等とすることが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離や手すりの支持部分の位置、形状等に留意して計画することが重要である。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 廊下・階段等の手すりは、生徒が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状等とすることが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離や手すりの支持部分の位置、形状等に留意して計画することが重要である。<u>なお、高齢者、障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえ、二段手すりを整備することも有効である。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>
<p>第6章 屋外計画</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 教育的環境の向上</p> <p>(1)防災性、防犯性など安全性の確保に十分留意して各施設部分を計画し、設計することが重要である。</p> <p>(新設)</p>	<p>(1)防災性、防犯性など安全性の確保に十分留意して各施設部分を計画し、設計することが重要である。<u>特に、屋外に避難路※を計画する場合においては、過度の混雑を生じることのない安全な幅、形状とともに、滑りにくい仕上げとすることが重要である。</u></p> <p><u>※避難路・・・避難する際に通行する道路、通路、階段そのもの。</u></p> <p><u>一方、避難経路は、ある場所から避難目標地点まで最短時間でかつ安全に到達できる道筋を言う。</u></p> <p><u>(2)津波等災害時の緊急避難場所への避難路は、車いすの利用者等の利用も踏まえ、スロープとすることが望ましい。この場合に、周囲の助けを得て押し上げてもらうことを前提とした勾配のスロープとすることが望ましい。</u></p> <p><u>(3)階段やスロープの上り口に、車いすの利用者などによる滞留が生じないよう、十分な面積の上り口を確保することが望ましい。</u></p> <p><u>(4)～(8) (略)</u></p>
<p>第2 屋外運動施設</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)避難所となる場合には、断水時でも便所が利用</p>

中学校施設整備指針（改正前）	中学校施設整備指針（改正後）
(3)～(4)（略）	<u>できるよう、マンホールトイレを整備することも有効である。</u> (4)～(5)（略）
4 屋外プール (1)～(10)（略） (新設)	(1)～(10)（略） <u>(11) 災害時の防火用水、便所洗浄水等として利用できるよう計画することも有効である。</u>
第5 その他の屋外施設 1 門 (1)～(7)（略） (新設)	(1)～(7)（略） <u>(8)避難所等となる場合においては、避難所等である旨及び避難経路をわかりやすく示す案内図やサインを設置することが重要である。</u>
第7章 構造設計 第1 基本的事項 1 安全性 (1)（略） (2)大地震動後、構造体等の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、設計地震力を割増して設計する等、外力に対し耐力計算に余力をもたせて構造上十分安全に設計することが重要である。 (3)～(4)（略）	(1)（略） (2)大地震動後、構造体等の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、設計地震力を割増して設計する等、外力に対し耐力計算に余力をもたせて構造上十分安全に設計することが重要である。また、天井や照明器具等の非構造部材について、落下・破損等の防止に十分配慮することが重要である。 (3)～(4)（略）
第2 上部構造 (新設)	<u>5 洪水、高潮、津波に対する設計</u> <u>学校敷地に津波等による被害が予想され、津波等に対する安全対策として、生徒等が校舎等建物の屋上や上層階への避難を行う場合においては、当該建物が津波等により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該建物に作用する</u>

中学校施設整備指針（改正前）	中学校施設整備指針（改正後）
	<u>力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであることが重要である。</u>
<u>5 その他</u> (1)～(2) (略) (新設)	<u>6 その他</u> (1)～(2) (略) <u>(3)天井や照明器具等の非構造部材について、落下・破損等の防止に十分配慮することが重要である。</u>
<u>第8章 設備設計</u> <u>第1 基本的事項</u> <u>3 機能性</u> (1)～(3) (略) <u>(4)必要に応じ、地震災害時における飲料水、電源等を確保するため、貯水槽、浄水機能を有する水泳プール等の整備や自家発電設備、避難住民のための便所等について計画することも有効である。</u>	(1)～(3) (略) <u>(4)災害時には地域の避難所としての役割も果たすことから、必要な情報通信、電気、ガス、給排水等の機能を可能な限り保持できるよう、貯水槽、浄水機能を有するプール、自家発電設備、避難者のための便所など、代替手段も含めた対策を講じることが重要である。</u>
<u>5 効率性</u> (1)～(3) (略) <u>(4)風の強い地域では、風力発電の導入について検討することが望ましい。</u> (5) (略)	(1)～(3) (略) (他の部分へ移動) (4) (略)
<u>第2 照明設備</u> <u>2 室内照明設備</u> (1)～(5) (略) (新設) (新設)	(1)～(5) (略) <u>(6)災害時の利用も踏まえ、自家発電設備で発電した電気で屋内照明を点灯させるために配線を工夫することや、可搬式発電機の取付口を設けておくことが望ましい。また、省エネ型の照明器具は非常に電力供給量が不足する場合にも有効である。</u> <u>(7)避難所となる場合には、居住スペースとなる部分について、夜間に明るすぎて避難者が眠れないことがないよう、調光機能付きの照明とすることも有</u>

中学校施設整備指針（改正前）	中学校施設整備指針（改正後）
	<u>効である。</u>
<p>3 屋外照明設備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>防犯</u>を目的として校地周辺部、建物周囲等を照明し、又は学校施設のシンボル性の強調等を目的として建物、前庭部等をライトアップする常夜灯を設置することも有効である。</p> <p>(新設)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>防犯や防災</u>を目的として校地周辺部、建物周囲等を照明し、又は学校施設のシンボル性の強調等を目的として建物、前庭部等をライトアップする常夜灯を設置することも有効である。</p> <p><u>(4)避難路については、夜間等に停電した場合においても安全に避難できるよう照明等を計画することが望ましい。</u></p>
<p>第3 電力設備</p> <p>2 受変電設備等</p> <p>(1) <u>受変電設備</u>の容量は、電気を必要とする教育機器、設備等を適切に把握し、電力の需要率を十分検討し、必要な数値を設定して設計することが重要である。</p> <p>(新設)</p>	<p>2 受変電設備、自家発電設備等</p> <p>(1) <u>受変電設備、自家発電設備</u>の容量は、電気を必要とする教育機器、設備等を適切に把握し、電力の需要率を十分検討し、必要な数値を設定して設計することが重要である。</p> <p><u>(2)避難所となる学校施設においては、災害による停電時にも照明などに電気が使えるよう、自家発電設備を整備することも有効である。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4)受変電設備、自家発電設備は、津波、洪水、高潮等の想定される災害に対して安全な場所に設置することが重要である。</u></p> <p><u>(5)受変電設備、自家発電設備の周囲は、必要な高さの施錠可能な防護柵を設けるなどの措置を講ずることが重要である。</u></p> <p><u>(6)太陽光発電設備を整備する場合には、停電時においても自立運転でき、充電した電気を夜間にも使えるよう蓄電機能を備えておくことが望ましい。</u></p> <p><u>(7)風の強い地域では、風力発電の導入について検討することが望ましい。</u></p> <p>(8) (略)</p>
<p>(他の部分から移動)</p> <p>(5)配線の系統は、用途等に応じ、適切に区分して設計することが望ましい。</p>	
<p>第4 情報通信設備</p> <p>2 音声系設備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)非常時に生徒等の速やかな避難行動を促すこと</p>

中学校施設整備指針（改正前）	中学校施設整備指針（改正後）
<p>(3)屋外に設置する拡声器については、その音響が周辺へ支障を及ぼすことのないよう位置及び向きに十分留意して設計することが重要である。</p>	<p><u>ができるよう、停電時にも対応できる校内放送設備を整備することが重要である。</u></p> <p>(4)（略）</p>
<p>3 情報系設備</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>(1)～(4)（略）</p> <p><u>(5)災害情報を入手するため、防災行政無線の受信装置を備えておくことが重要である。</u></p> <p><u>(6)非常時においては、安否確認や救援要請など、外部との連絡が必要となることから、行政機関等との相互通信が可能な防災行政無線設備等を整備しておくことが有効である。なお、津波等の災害により孤立する可能性がある場合には、救助を求めるための情報通信機能を緊急避難場所に持ち出して使えるようにしておくことが重要である。</u></p> <p><u>(7)避難所となる場合には、災害時に避難所利用者が電話や電子メール等で安否確認等を行うことができるよう、特設公衆電話※等の避難所の情報通信環境を整備することが重要である。</u></p> <p><u>※特設公衆電話・・・災害時の避難所での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる公衆電話</u></p>
<p>第5 給排水設備</p> <p>1 給水設備</p> <p>(1)受水槽、高架水槽等は、学習、生活等において利用する水の量を生徒数、教職員数等に応じ適切に算定し、同時使用率を考慮して適切な容量を設定し、適切な位置に設置することが重要である。</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>(1)受水槽、高架水槽等は、学習、生活等において利用する水の量を生徒数、教職員数等に応じ適切に算定し、同時使用率を考慮して適切な容量を設定し、適切な位置に設置することが重要である。<u>また、災害時の利用も考慮して整備することも有効である。</u></p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p><u>(5)消防用水や生活用水として、雨水貯留槽の水を利用する計画とすることは、災害時にも有効である。</u></p>
<p>2 排水設備</p>	

中学校施設整備指針（改正前）	中学校施設整備指針（改正後）
(1) (略) (新設)	(1) (略) <u>(2)下水処理施設の被災や下水管の破損によりトイレが使用できなくなることもあることから、汚水貯留槽の学校敷地内への設置などの対策を検討しておくことが望ましい。</u> (3)～(7) (略)
(2)～(6) (略)	
第6 空気調和設備 3 冷暖房設備 (1)～(5) (略) (6) <u>保健室は</u> 、地域の実態等に応じ、暖房設備又は冷房設備の設置を計画することが重要である。 (新設)	(1)～(5) (略) (6) <u>保健室や特別支援学級関係室等は</u> 、地域の実態等に応じ、暖房設備又は冷房設備の設置を計画することが重要である。 <u>(7)災害時の利用も踏まえ、再生可能エネルギーを活用した冷暖房設備の設置を計画することも有効である。</u> <u>(8)避難所開設時には、冷暖房設備を設置した部屋を、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者の専用スペースとすることも有効である。</u>
第9章 防犯計画 第3 建物の防犯対策 3 避難経路 (1) (略) (2) <u>通常の施錠管理を確実に行うとともに、火災や地震等の避難時には内側から簡単に解錠できる構造にも留意することが望ましい。</u>	(1) (略) <u>(2)避難経路に設ける出入口は、通常の施錠管理を確実に行うとともに、火災や地震等の非常時には、夜間や休日であっても通行可能となる計画とすることが重要である。</u>